

第6回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月28日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年4月28日（火）午後0時8分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
8 番 治徳 義明君 13 番 福木 京子君 15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 逢坂紀美子君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○小委員長（佐藤 武君） それでは、おはようございます。

第6回の議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を始めます。

皆様方には、コロナということで大変な思いをすると同時に不自由な部分があるかなというふうに思いますけれども、議会に限らず世間のほうでも大変な経済的な影響も出ているということで、これから本当に大変なことも起きてくると思います。そうした中で、またきょうは小委員会ということで、出席をいただきまして大変ありがとうございます。

これから条例の各項目について協議をしていただきますけれども、先般の協議会の中で御意見があればということで締め切ったわけですが、3名の方より意見が出ております。そうした意見を加味しながら、協議をしながら、各条例の条項について岡崎委員のほうから解説のほうをつくってきていただきました。大変ありがとうございました。この解説自体についても条項順に順次御意見をいただきながら進めていきたいなというふうに思います。

そうした中で、きょうの具体的な進め方ですが、まず3人の方からの御意見が出るとの部分について協議をして、それから解説に入りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それでは早速、御意見が佐々木議員と松田議員、それから原田議員から出ております。忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますけれども、まずこれ順番でもういいですね、佐々木議員の御意見から協議していきたいと思っております。

まず、第1条の「市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め」を削除ということですね。この削除の理由というのは、特には書いてない。

○議会事務局長（元宗昭二君） はぐっていただいたら。

○小委員長（佐藤 武君） 書いとんですかね。はぐっていただいて。

○議会事務局長（元宗昭二君） 一番下のところに。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、一番下ですか。条文の文言削除について、指摘する文言は……。裏面の最後。文言削除について、指摘する文言は私見的な内心の範囲であり、裁判所でも判断が難しく、誰しものが判断をつけないものである。加えて我が国の憲法では12条、13条、14条で自由を規定しており、第17条では「何人も公務員の不法行為により」と書かれており、我々も公務員の一人なわけだから、これに反するわけにはいかないということで、これは全部の削除の部分の説明ということらしいです。ということは、第1条、第2条、第4条(6)、(8)が削除ですか、これ。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 今の最後の4行、2ページ目のね、だけどもうおっしゃられるとおりなんじゃ。だけど、つくらにゃいけんということでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） それがあるからつくっているんであって。

○小委員（大口浩志君） もうその法律やら何やらで機能は、カバーはもちろんしてある。みんなそれはわかっとなる。でも、つくれということになったんじゃないだろう。そことの整合性をどうとるかじゃないですか、これらの削除するせんは。だから、私は個人的に委員会が始まる前一番に言いましたけど、変な表現をすれば、荒れた学校ほど生徒手帳が太うなると。問題のない学校はシンプルな生徒手帳というのが私は理想論なんです。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 憲法に書いてあるからもうええがんで言うんなら、もう何もせんていいようになりますよ。

○小委員（大口浩志君） それで、これの解釈をどうするか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体憲法は立憲主義に基づいているんで、基本的には国の権力を束縛というか縛るもんじゃから、国民を縛るもんじゃないんだから、全然方向性が違うんね、もともと憲法とこういうあれとは。だから、憲法を基本にして、その人権というのを守りつつこういう法律をつくっていくわけだから、条例も法律も。そこらあたりの解釈がちょっと違うんじゃないかなとは思う。

○小委員長（佐藤 武君） まあ自由の解釈がちょっと違うということでしょうね。

○副小委員長（岡崎達義君） でもいいと思うよ。市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、というのは憲法と整合性があって。

○小委員長（佐藤 武君） でも、ごくごく当たり前の表現だと。だから、その理由について、当然また倫理条例の特別委員会でお尋ねがあるだろうし、委員長のほうで答えていかんやいけんと思うんで、そういう回答で。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ちなみに、憲法の12条、13条、14条、ここに持ってますので読んでみます。12条は、自由、権利の個人の責任とその乱用の禁止があって、この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。また、国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。13条は、個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉というふうに規定されて、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。14条は、法の下での平等、貴族の禁止、栄典とありまして、まず1項、全ての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。2項、3項は華族、栄誉、勲章そのほかですんで、これは省略します。

以上が大体12条、13条、14条のところというあれなんです、指摘されてるものです。で、第

17条も読んでみます。国及び公共団体の賠償責任ということで、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体にその賠償を求めることができるという。これは国家賠償の規定を置いているわけですね。

以上がここに言われている12、13、14、17条の憲法上の規定です。これを考えると、別にこれは抵触しているわけでも何でもないと思いますのでいいと思うんですが、どうでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。そういうことで、自由の解釈というか。果たすべきことを果たして自由というものがあるわけだから、そういう説明でよろしいですか。

○小委員（大口浩志君） 委員長、よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 今の佐々木議員の主張は、憲法という大きい傘の下にあえてちっちゃい傘を差す必要がないって言っているのか、憲法という傘があるのに突き破るようなことを我々がしようという意味の主張であるのか、それはどっちととればいいですかね。それのとり方によって回答の仕方とか文言の組み立て方は変わってくると思いませんか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） この物言いを読んでると、地方公務員法は要らないし、地方自治法も要らないし、全て憲法のもとにあるあれは要らないんだということにもなりかねないわけ。しかし、憲法だけでは規定しかねる、できない部分はあるわけだから、それを法律や条例できちっとカバーしているわけだし。だから、我々赤磐市の倫理条例をつくるうちでも、憲法でなかなか規定されない部分を我々だけで自分たちを縛るための倫理条例をつくるわけだから、これはちょっとこのあれには当たらないんだとは思いますが。この指摘されているところは全てそうだと思いますよ。

○小委員長（佐藤 武君） いわゆる不祥事であるとかパワハラであるとか、そういう事実行為が発生しなければ当然その憲法で規定するだけでいいんだけど、それが守られないから、おのずともうちょっと厳しく律するような条例を制定しようということが狙いだから、基本的に佐々木議員の考えは全然頭から必要ないということなんで、もう意見の一致は見ないと思います。だから……。

○小委員（大口浩志君） そうは言えれんで。趣旨はそれとしても。

○小委員長（佐藤 武君） 趣旨はそうなんだけど、それは委員会としてはそういう趣旨を言わない限りは、おっしゃることは理解できますというたら、ほんなら理解できるんだったら何でせんのということになるんで。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） やはり我々こんだけの6人のメンバーが条例をつくってくださいということで委託されたわけだから、委託された以上は削除とかそういうことはあり得ない

わけで。もし削除するんだったら、もっともっと具体的にここはこうして、どうしてもここがこうなんで削除してほしいとか、自分の内心の、ここに書いてるように主観的内心の範囲でありとかというと言われるようなもんを指摘されたって全然わからない。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 平たく言えば、今のところを、人それぞれ考え方とか当たり前が違うんだから、それを縛るなっていう意味にとりゃあいいのか、この文言は。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 市議会議員としての役割とかそういうもんは自由じゃねえかみたいな話なんじゃろうとは思うんですね。自由なんじゃねえかみたいな捉え方しかできないです。私はこんなこと思うてませんみたいな。倫理性を高く持つやこう、そんなこと思うてませんみたいな感覚にしかとれない。最初は憲法に書いとんじゃから書く必要ないんじゃないですかみたいな言い方かなと思うたけど、よう読みよったらね。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） ちょっと個別の案件は置いといて、これに対する回答のあり方っていうのはどのようにお考えなんですか。

○小委員長（佐藤 武君） まあ、文書で。

○小委員（大口浩志君） 個別にお返しをするというのが1パターン。で、例えば全体的にこれはそうじゃなというのがあって、ここをこの間の案よりは修正しましたって全体のぼっと出すのが2パターン。オーソドックスにいうとその2つのような気がするんですけど。いうのが、2番目をとると、治徳委員が、意見を求めたんなら尊重せえと、中身は置いといてね、いう論法になったときに、治徳委員というか委員長の返答をどう考えるか。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は、説明して、小委員会でも審査しましたと、吟味させてもらいましたと、意見としてはお伺いしましてこうなりましたという以外に、もう。それでぎゃぎゃ言われても仕方がないわな。そこでもうがんがん言われたところで。まあ普通に聞きよったら誰が聞いても10人おったら9人までが削除せえという話にはならないので、もう仕方がないんじゃないか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そういうふうな意見が出てきた場合は、我々は全議員の委員会において委託されたんだから、とりあえずこれでやらせていただくと。ほんで意見はずっと残しておいて、不都合が出てきたときはそこは削除するなり改正していくなりしていきたいと思いますので、今回はこれで行かせてくださいという形で持っていく以外ないよな。そこらあたりはようあれして。ともかく我々は任されたんだから。任されてこんだけのものをつくっていったわけだから、そこを強調しておかないと。次から次に削除します、ここはこの条

文はこういうふうにしてください、ああいうふうにしてくださいというようなのを全部受け入れていくと、条例自体がもう成立しなくなってしまうんで。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 私も岡崎委員言われるのはわかります。それで、やっぱりこの条例をつくるのは本当この1条、2条を削除してほしいというところは、大切なところなんです、反対に。このためにつくるんじゃからな。それを削除せえと言うたら、ちょっとそれは考えが違うということですね。これは大切なところだと思います。

○小委員（治徳義明君） 自由じゃねえかみたいな話じゃ、先ほどの。

○小委員長（佐藤 武君） 回答の仕方、文書で返すか、当日の倫理委員会の特別委員会の中で委員長から口頭で返すのかというのはまだ詰めてないんだけど。

○小委員（大口浩志君） それをある程度決めといたほうが、これからの議論の組み立て方が楽なわな。別に、最初に固執せえということじゃねえですよ、回答の仕方はね、固定せえということじゃないですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 局長、どうでしょうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 私は最初に治徳委員が言われたとおり、一番簡単なのは意見いただきました、それを吟味しまして、この小委員会で検討しましたと。しかしながら、最終的にはこういう決定をしましたぐらいで済ませて、多分個別に手が挙がると思うんです、書かれた人は。ほんならそのときにこれについてはどうだって言われ出したら説明するんが一番いいんじゃないかなという気がしてるんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 文書の回答はもう必要ないというか。

○議会事務局長（元宗昭二君） と思うんですけど、いかがでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） まあ委員会で決めることですね。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 逆に個別、まあ丁寧ではあるからええことなんかかもしれんけど、そうしたらやっぱりまたその個別の回答を研究されて、またややこしいことを言われ出す可能性はあるかなとは思いますが。研究をされてへ理屈をこねてこられるような感じかなと。

○小委員（永徳省二君） それはそのとおり。

○小委員長（佐藤 武君） ほんならペーパーで回答はもうなしにしましょうか。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） もし仮にここへ載ってるようなことをやるんだったら、憲法上のかなり詳しい解説をしないとだめなことになるので、そんなことをやってたら番記者でもない限り憲法に、このさっきの12条から17条までにかけての、これを説明せえよと言われてって、そんなの説明できるわけがないじゃ、今の段階でね。

○小委員（治徳義明君） いまだに憲法なんて反対じゃ言ようる人もおるわけじゃ。

- 小委員（大口浩志君） それを言っちゃあおしまいよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 実際問題として、承りましたっていうだけで、もうそれで終わりにしとかんと。それ以上のことをやっぱり検討するんだったら、それこそはなから条例なんて必要ないわけだし、我々が今まで何時間もかけてやってきた協議だって全く無駄になるわけだし。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 意見を受けて、こういう会を持っていますということがこの6人の意思統一という、まあ中身の表現は置いといてね、意見を受けてこういう会を持っていますというのが総論としての意思統一ということでやっていきやあええんでしょ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 小委員（大口浩志君） 当然そういうことでしょ、無視しとるわけじゃねんじやと、一々こーやって集まってああじゃあねえ、こうじゃあねえと言うと。治徳委員、そういうことで。
- 副小委員長（岡崎達義君） どうしても不都合が出たときは改正しますと。
- 小委員長（佐藤 武君） ですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 参考として置いといて。
- 小委員長（佐藤 武君） まあそうですね、改正すべきは今後改正していきましょと。
それじゃあ、とりあえず1条、2条もよろしい、4条。
- 議会事務局長（元宗昭二君） よろしいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 局長。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 4条の6号の「その」っていうのは。
- 小委員長（佐藤 武君） 4条の6号。その権限。
- 議会事務局長（元宗昭二君） これは原田議員も「その権限」、原田議員の分は5号の「その権限」という表現のところだと思うんですけど、これ「議員の」って置きかえないとわかりにくいと思いますという御意見をいただいています。
- 小委員（大口浩志君） そこはテクニック論じゃろうけど、4条の頭に、「第4条、議員は」ときとるじゃない。
- 議会事務局長（元宗昭二君） おっしゃるとおりです。
- 小委員（大口浩志君） それから読んでいくのは、この流れで日本語的にはそういうことじゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、頭があるからね。
- 小委員（大口浩志君） 必要ない。そのための「議員は」で始まっとなでしょ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） おっしゃるとおりで、要するに条例とかつくるのはこういう手法をとられることが多いです。
- 小委員（大口浩志君） ここで変な表現じゃけど、ミカンはと言ってうとうとんじやから、

リンゴのことやこう言うてねえんじゃという解釈でしょう。

○議会事務局長（元宗昭二君） そのとおりです。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことです。名回答なんで、治徳委員、よろしく。

○副小委員長（岡崎達義君） 第4条、原田議員の第4条の発言、飲食物の供与等でっていうのはずれとるわな。酒席で云々という話をしてるわけじゃないから。

○小委員長（佐藤 武君） 第4条の8。

○議会事務局長（元宗昭二君） ここを言わせていただくと、逐条解説というか解説のところで書くべきことだと思うんです、こういう酒席だとか、佐々木議員の言われているその具体的についてというのは、職員と飲食をともにしないというたりするのはもう解説の部分じゃないかと思われるんですけど、条例に書くような必要はないと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 理解できるわな、これ。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 市の特別職職員と飲食をともにしないということは、送別会なんかもすなという意味なんかな。

○小委員長（佐藤 武君） ちょっと順番にしませんか。どこですか。もとに戻る。

○小委員（治徳義明君） 職員と飲食をともにしないことは、送別会もしてるじゃないですか、議会で。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 普通に議員活動してて市長と飲食をともにしたり特別職と食をともにしたりしたって、別に何にもない。ただ、そういう意図を持ってする人が中にはおるから、こういうのを規定せんといけん。と言うことか。そういう意図を持って食をともにしようとする人がいるから、こういう規定を設けないとだめなんで。普通の議員活動してたらそういう話は出ませんのでって。

○小委員（治徳義明君） こんなものを入れたらですよ、たまたま何かの会議に行きましたと、ほんならたまたま市長さんもおられましたと。それはもうアウトという話に、こんな条文入れてしもうたらですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、法っていうのは柔軟に解釈できるようにしとかにやだめなんよ。何もかも、例えば右側歩行です、交通ルールでね右側歩行ですっていったって、右側歩行だって足の運び方からずっと書いとったら動けなくなるでしょう。それと一緒に、余り詳しいことを書くと、やっぱり法っていうのは柔軟に運用できるようにしてないとだめなので。

○小委員（大口浩志君） 酒席なんていうような表現で書かれたら、赤磐市には地酒で乾杯条例がありますがん。それとの整合性はどうか考えるんならというように変な広がりが。

○副小委員長（岡崎達義君） はい、これも却下。

- 小委員長（佐藤 武君） 第6条は何ですか、これ、議員との打ち合わせ。
- 小委員（大口浩志君） これは主旨はどういうことか。
- 小委員長（佐藤 武君） 正副委員長との打ち合わせとかも入るということじゃな。そんなもの一々できるわけないが。
- 小委員（大口浩志君） それらを想定しとるわけか。
- 小委員長（佐藤 武君） まあ正副に限らず、でも一議員と打ち合わせというのはまずないよな。
- 小委員（福木京子君） 委員長と副委員長じゃろ。だから誰かもわからん。
- 小委員（治徳義明君） 要望だけじゃなしに、普通に話したことまで記録させえみたいな話なんじゃ。要望とかあるじゃないですか、そんなんじゃなしに、市民相談があつて要望しましたみたいな話じゃなしに、普通に話したことまで。
- 小委員長（佐藤 武君） 逆に一議員との打ち合わせというのはどういうものを想定するんですかとまず聞いて、それで。
- 小委員（福木京子君） そんなことないじゃろう、ないが、そんなん。
- 副小委員長（岡崎達義君） 一応お承りしましたと、意見は。まあ一応これでやらせていただきますと。不具合が出てきたときにはそのときにまた改正の委員会を立ち上げてやっていただきますと。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。それで、第7条はもういいですかね。
- 副小委員長（岡崎達義君） これも解説のところにちょっと入れといたら。
- 小委員長（佐藤 武君） 解説ね、はい。(4)もいいですね。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 済みません、第7条の4号はそもそもありません。これを4号に入れてくださいということだったんです。ただ、私が読んでいて、第17条の規定があるんです、その入札云々かんぬん……。第17条を見ていただければ、これのことを言ようられるんじゃないかなというふうにはちょっと思っただけなんですけど、まあちょっと御本人さんと話をしていないのでその意思是わかりませんが。これで準用できるんじゃないかなと思うんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね、それなら。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 第8条。違反を疑う資料じゃなく、違反を明確にあらわす資料。一緒じゃろう、これは。

○副小委員長（岡崎達義君） こんなもんはできるわけがない。違反を明確に。

○小委員（大口浩志君） これを防ぐために、まずは議長が判断を。議長が判断して議運に投げる投げんの判断をする、で議運で判断をする、それでこの委員会を設置するというようにス

テップを2つ踏んどんじゃから、これを防ぐために。でしょう。この恣意的な部分に関しては。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） あくまで疑う資料でないと、明確にする資料なんかは出てこない。たとえどんだけテープを録っても、テープはあくまで疑う資料であって。もし本当に明確にする資料だったら、審査会なんて要らない。直接すればいいだけだからね。審査するっていうことは、疑わしいから審査するわけであって。でしょう。乱発もされないし、乱発する前に、さっきも大口委員から言われたように、議運で審査請求し、議長が審査指揮する形。そのために二重のあれをかけてるわけだからね。

○小委員（大口浩志君） 今まで福木委員が往生したという経験をもとに、その前にハードルを2つ設けてるわけだから。

○小委員（福木京子君） そうそう。

○小委員長（佐藤 武君） はい、それじゃあよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） では、第9条。第8条の中で4、5、6と、それからこれはもう要らん世話じゃというか。別に規定してもいいわけだし、明確にするためには逆に規定すべきだということですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君） いいですか。市民からの請求に署名をいただくという部分なんです。

○小委員（大口浩志君） だから、ここで話をした架空でも何でもええんじゃという論調じゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） じゃなくて、日にちの規定であるとか。第8条の4。

○小委員（大口浩志君） 要するに、例えばその署名が集まったとして、ここで話をしたのが、例えば家族のやつを私が全部書いたとか、例えば日にちが極端に言えば何かのときにほかのもので書いてもろうとったのを一緒にぱっとコピーでつけたとかというようなことは、それはしょうがないと。目の前で書いてもらう以外に、できんでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） それは仕方がない。

○小委員（大口浩志君） そういう趣旨を書いとんでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） そのかわり判こも要るし。だから、同じ署名ではだめ、筆跡を変えてないと。

○小委員（福木京子君） だから、一人一人書かにゃいけん。

○副小委員長（岡崎達義君） 一人一人書かにゃいけんのか。

○小委員（福木京子君） 受任者というのが何人かおってな、その人が責任を持ってきちんと確認して。

○小委員長（佐藤 武君） そのための効力の審査だからね。

○小委員（大口浩志君） 監査事務局の所管だから不必要の意味がようわからん。

○小委員長（佐藤 武君） 2についてか。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 恐らくですけど、直接請求、事務監査請求っていうのがあります。これは50分の1っていうのがありますから、それと勘違いされてるんじゃないかと思えます。

○小委員（大口浩志君） 参考までに、その場合は一人一人のあたりはどういうふうに考えてるんか。

○議会事務局長（元宗昭二君） これも監査請求の話ですけども、監査請求の50分の1も選挙管理委員会にその確認をしていただきます。これが有権者なのか、この署名が有効かどうかまで含めて選挙管理委員会に委託というか確認をするようにしてます。

○小委員（大口浩志君） ほんなら、そもそも監査事務局の所管じゃということ自体が間違うとんじゃな。

○議会事務局長（元宗昭二君） おっしゃるとおりです。

○小委員長（佐藤 武君） 監査請求は当然監査だけど、それと混同しとるんな。

○小委員（大口浩志君） 中身がいいかどうかは選管がするということじゃろう。だから、全部が監査事務局の所管じゃねえんでしょうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員（大口浩志君） 勉強になります。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃ、よろしいですか。

○小委員（大口浩志君） ここに逆にええのが書いてあるがん。第8条、最後のところ、第9条のところで。議会運営委員会は専門知識を持たず、さまざまな問題が生じる危険性を指摘するって書かれたら、議会がこんなものをつくること自体があかんということじゃろ。第8条のところの下から3行目、4行目、そこに括弧で9条と書いてあるところに、専門知識を持つとらんじゃからあかんじゃねえかっていうような論法なんで、議会としてこういうことをつくりようこと自体を全否定じゃ。

○小委員（福木京子君） 専門家しかできん。

○小委員（大口浩志君） じゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） だったら、我々に委任する前に文句言え。

○小委員（大口浩志君） 議会がするべきじゃないって言うてくれえりゃあ終わっとなんじゃ。これって要するに議会やこうでするなって全否定じゃろ。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○副小委員長（岡崎達義君） 時間返して。

○小委員（大口浩志君） 岡崎委員、代表で請求してくれりゃあええ。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、本当です。

じゃあ、次行きます、第14条。審査会の信頼を疑う前提でこれは言うとするわけだから、もう回答する以前の問題じゃな。

○小委員（大口浩志君） だから、今言うたやつの流れの強調じゃわな、これ。

○小委員長（佐藤 武君） 弁明書という文言は人権への配慮を欠くというのは、どういうふうに理解すりゃあええんじゃろう。あくまで否とみなされた上での弁明書という頭があるのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 恐らくね。

○小委員（大口浩志君） 弁明書という意味合いの中に、まあ変な例えをすれば、犯人に物を言わせたらあとというような意味が含んであるんか。

○小委員長（佐藤 武君） その意識が強いんじゃないかな。

○副小委員長（岡崎達義君） まあそれはあるかもしれないな。

○小委員（福木京子君） どういう言葉にすればええんか。

○小委員長（佐藤 武君） 弁明書。まあまあいいでしょう、弁明書にするしかないでしょう、もうそりゃ。反論書とか、そういうのはそりゃないことはないけど。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） もともとこの倫理条例をつくろうというのは、倫理的に違反している人が結構今までおったから倫理条例をつくろうということになってしまったわけで。そういうことをする人がいなかったら、この条例も必要ないわけだから。それを棚に上げてじゃな、いや弁明書が人権に配慮を欠くのへったくれのというて言われたくないな。

○小委員長（佐藤 武君） 言われたくない。

○小委員（大口浩志君） パワハラ自体が人権侵害みたいなもの。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、全然そういうことにかかわってない人がこういうことを書くんだったらどうも思わん。

○小委員長（佐藤 武君） それは答弁してもよろしいんでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 1回でもこういうことにかかわった人がこんなことを書くっていうたら、何か天に唾するようなもんじゃないのか。

○小委員長（佐藤 武君） まさしくそうなんですよ。経験でしょう、それは。

話はちょっと変わりますが、例の訴訟で損害賠償請求の分は、ありゃあどうなりよんですかね。市が負けることがあったら本当に何か大変なことじゃなと僕は思うんだけど、えらい長引きょうるような気がするんですけどね。

○小委員（大口浩志君） というか、裁判が今のところまた延びよるが、コロナのことで。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんだけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 殊さらにあれがないからじゃないの。

○小委員長（佐藤 武君） 急ぐ必要はないからか。

○副小委員長（岡崎達義君） 大きな問題でもないから。

○小委員長（佐藤 武君） まあそうです。そうなんです。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そのままうちやられとんじゃないん。

○小委員長（佐藤 武君） それならそれでいいんですけどね、それで、こういう文書で言ってくるから。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） この弁明書という表現が、今例えば子供という漢字をもう書かなくなったり、障害者の表現方法を変えたりしとるじゃないですか。それに類するような表現に仮になっていきょんじゃったら検討する余地はあるのかなと。

○小委員長（佐藤 武君） 弁明書という意味が。

○小委員（大口浩志君） 弁明という表現がいわゆる余り好ましくないという表現というふうになっていっとならということです。

○小委員（治徳義明君） 要は法の専門家にも確認するわけでしょう、この弁明書でええかみたいな確認をして、専門家がええ言いましたと。

○小委員（大口浩志君） そこへほんなら赤ペンでもチェックしといてもろうて、これの確認もあわせてしてくださいって具体的な確認を。

○小委員（治徳義明君） これが適切な言葉ですって言われましたというて。

○小委員長（佐藤 武君） はい。それはまあ1つぐらいは返しとかなきゃ御機嫌が悪いじゃろうね。もちろんその確認をして、別段問題ないですよとなればもうその旨でいくと。

第15条、まさしくこれはもう当たり前のことですよ。倫理条例を制定しようとするのであれば、まさしくこれがないと意味がないというか。表現がきれい過ぎるから、あれかなと。確かなかなか使う表現ではないかもしれんけど、これを文書化しないと意味ないですよ、福木委員が言ったようにね。

○小委員（大口浩志君） だけど、議会権力が乱用されるような議会になったら、議会自体がもうだめじゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） さっきも言ったように、そういうことをする人がおるから、こういうことをせざるを得んようになるんじゃ。

○小委員（大口浩志君） おまえが言うなって言うてくれるか。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことなんよ。

○小委員（大口浩志君） おまえが言うなって言いたいわ、ほんまに。

○小委員長（佐藤 武君） 自由な発言が許されてますよ、本当。

○副小委員長（岡崎達義君） 自由過ぎる。

- 小委員（大口浩志君） 自由にはやっぱり責任が伴う。
- 小委員長（佐藤 武君） そういうこと。
- 小委員（大口浩志君） フリーとフリーダムを履き違えとる。
- 小委員長（佐藤 武君） ええな、今の、治徳委員、よろしく。自由な発言には責任が伴いますというて、いい表現です。
- 副小委員長（岡崎達義君） その責任をここへ書いてるわけじゃからな。
- 小委員（大口浩志君） だけど、その責任に対しての考え方が違う、責任やら義務。
- 小委員長（佐藤 武君） そうじゃな。
- 小委員（治徳義明君） 日本国憲法まで出してきて。憲法にはそんな規定はないみたいな話じゃろう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 憲法は国民を守るためにある。権力に向けて書かれとるわけじゃから。国民に向けて書かれとるわけじゃないから。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。じゃ、第17条は。何ですか、これは。
- 小委員（大口浩志君） 趣旨はわからん。それは一般質問では談合のやり方を事細かに説明しようる人だけあるわ。いろんなことに頭が回る。
- 小委員長（佐藤 武君） 下請も禁止。
- 小委員（大口浩志君） 例えば関係ねえ治徳建設が受けたやつを大口産業が受けたというようなやつはやめてくれえっていう話。
- 副小委員長（岡崎達義君） 下請、孫請。
- 小委員（大口浩志君） だから、風よけとして関係ねえ業者に受けさせて、それを丸々自分のところへ転がり込むような段取りをするなということじゃ。
- 小委員（治徳義明君） この17条というたら、地方自治法をもう少し厳しくしとるわけでしょう、現実的には。限界があるじゃろうと思うで。下請、孫請っていうたらようけあるから、わけわからんようになる。
- 小委員（大口浩志君） だけど、そしたらこの人の解釈は抜け道ばかりつくつとる。本人のトンネル契約じゃというて。
- 副小委員長（岡崎達義君） トンネル契約じゃというたところで、すぐ浮かばんで。すぐ浮かぶということが何でならじゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） 市と契約、請負関係のある事業主の下請も禁止。下請も禁止、事業主の下請も禁止。
- 小委員（大口浩志君） 議員が実質的に経営に携わるで逃げれるんじゃねえんか、これ。無理なんかな。
- 小委員（治徳義明君） 要は17条は自治法より厳しくしとるわけでしょう。自治法よりも明確に厳しくして、もうそれ以上に厳しくするかどうかじゃ。恐らくいろんな自治体が条例つく

つとるけど、これが限界じゃと思うてこのぐらいにしとんじゃと思うけど。

○小委員（大口浩志君） それ今はたしか下請も提出せにやおえんのじゃねえかな。

○小委員長（佐藤 武君） 下請業者も報告するようにはなっていないか。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 大口委員が言われるのは、A業者さんと市が契約して、そのA業者さんが下請承認願いを出すっていう意味合いですか。

○小委員（大口浩志君） はい。

○議会事務局長（元宗昭二君） 一応大きな工事については下請承認願いというのを、書式があるので出していただくようにはなってます。

○小委員（大口浩志君） 大きい工事といったら100パーセントじゃあないのか。要するに金額ベースが何ぼ以上というパターン。

○小委員（治徳義明君） 佐々木議員が言われとんのは、業者とするでしょ、契約を。それで例えば分割で、いろんな職種があって、そこの工事に対して下請でちょっと入ることも禁止じゃということのをせえという話じゃないですか。そういう意味じゃないんか。まあトンネルだけじゃなしに、要は市と契約しとる業者の下請や孫請や部分契約なんかをしちゃだめですよという意味合いなんじゃねえかなあ。違うんかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） よろしいですか。それって結構難しい部分があって、といいますのが入札のルールというか、それで一括下請はだめですよとかというのはやっぱりルール的にはあります。けども、AさんがとってBさんが全てをするっていうこともなきにしもあらずなのかなというのは確かにあります。ただそれは、なかなかこちらが証明はしにくいです。というのがA業者さんの、工事であればA業者さんのいわゆる現場監督さんは現場監督さんで恐らく届け出は出てきます。ところが、実際に仕事をしてるのはB業者さんの作業員さんっていうことも考えられないことはありません。それってなかなかこちらが取り締まることって非常に難しいところではないかと思われま。だから、文言として下請も禁止ですよっていうのを入れることに関しては、やぶさかではないと思います。あるいは解説書の中で当然下請も禁止ですよ入れる方法もあろうかと思えます。条例上はこのまんまでも構わないかなという気がします。そうであれば解説のほうで手当てをしてやると。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 下請という言葉を入れたときに、それが拡大解釈になってややこしゅうなるということはないんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） あろうかと、ある場合も出てくると思います、条例に入れることによって。さっき私が言いましたように、下請禁止、要するに100%の下請を禁止してるのに、ここに下請っていう言葉を入れることによって、そのあたりがひよっとすれば100%も

いいんじゃないか、いいというか100%の下請もあり得るんじゃないかっていう表現とか、捉える可能性もあるので、解説のほうでその辺を手当てをするほうがいいのかなどという気はします。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） さっき言った、議員が実際に経営に携わる法人等で、これの趣旨は組み込めれんのかな、この文言の中に。市とは直接契約せんじゃろうけど。

○小委員長（佐藤 武君） 大きく捉まえれば僕も入ると思うんですよね、これ。要するにその下請企業が議員がかかわるとという部分でしょう。

○小委員（大口浩志君） だから、あえて、もしくはとしてつけてあるということは、今のよなことを想定してつけてあるんじゃないかねえかなと考えるみたいです。

○小委員長（佐藤 武君） 下請の禁止。

○副小委員長（岡崎達義君） それも、何か不都合が出てきたときにまた改正ということになればいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○副小委員長（岡崎達義君） それ以外ないんじゃないのか。

○小委員（大口浩志君） 桃の木の下で冠を直すなという話じゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう、そういうこと。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、それでいきますか。不都合があれば改正していきますと。

○小委員（大口浩志君） 余り前面に出さんほうがええと思うな、それを。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃな。

○小委員（大口浩志君） この6人の腹の中に含んどくぐらいでええんじゃないねん、今のは。

○小委員長（佐藤 武君） 解説にも入れんほうがいいという。

○小委員（大口浩志君） いけんいけん、余り引き出したら、押し込まれたら困る。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず承りました、みんなで吟味しましたで。

○小委員（治徳義明君） 本気で書いとるかもちょっとわからんもん。

○小委員（大口浩志君） だから、これを全部ほんならより詳しゅう説明してくれえと言われたって、ようせんわ。きょう説明した内容と1カ月後に説明を受けたら多分内容変わつとるわ。

○小委員（治徳義明君） だから、この方は、当初聞いた話では、職業を事前に申請することを物すごく拒否しようったという話じゃけど、そのことやこう全く書いてねえしね。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 第7条関係の就業等の報告義務というところに食いついてこられました。

○副小委員長（岡崎達義君） それはそれでほんならいいとして、今度は松田議員のに。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ行きましょう、松田議員の。

3 ページ、100分の1、議員の選挙権。審査請求ですか。

○副小委員長（岡崎達義君） これは、さっき佐々木議員のところと似たような。

○小委員（大口浩志君） じゃから、私が言うた趣旨じゃないんこれ。要するに1人が全部だあつと書いとる、選挙人名簿には載ってますようなやつを有効とするかどうかという判断。そういう趣旨じゃろ、これ。これは福木委員が御説明をさせていただいたように、それも含めて有効という解釈なんじゃろ。

○副小委員長（岡崎達義君） だけど、同じ筆跡があつたら選挙管理委員会のほうからはねられる。

○小委員（福木京子君） だめなんじゃな。

○副小委員長（岡崎達義君） それはもう難しいところがあるからこれはいいとして。

ハラスメントの項目はあれじゃな、これはもう解説のところに入ってる。その最後の人権に配慮した言動を心がけるっていうのは、どっかに入れといたほうがいいかなとは私は思ったな。委員の責務のところ。

○小委員（大口浩志君） だけど、この間、全協でパワハラに関する事例みたいなのを配られた際に、こっち側にも言い分があるんだとか、仕事をしゃんとせんからじゃとかというような。だけど、パワハラっていう原点は受けたほうがどう感じるかであつて、言ったほうがどうじゃこうじゃという理屈にはなつとらん。

○副小委員長（岡崎達義君） ハラスメントはそうじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあどうしますか、これは。

○副小委員長（岡崎達義君） 人権に配慮した言動に心がけること、当然じゃからな。

○小委員長（佐藤 武君） 当然です。

○小委員（大口浩志君） だけど、書かにゃいけん状態ということ。

○小委員長（佐藤 武君） これは何条になるんだっけ。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これを議員の責務のところに入れといて、何か文句があつたときには、例えば人権に配慮した言動に心がけるっていうのは議員として当然の努めでありながら、こういうものを入れなければならないような現状が、この条例をつくらなければならないことになってしまったんですというて言えばいい。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、まさしく。

○副小委員長（岡崎達義君） これはもう議員の責務のところに入れときゃ、一番きついじゃろ。

○小委員（治徳義明君） 1つ、たくさん意見があつて、全く何も取り上げてなかったという

のもまた良い悪いと言われたらなんじゃから、1つぐらい取り上げとったほうがええです。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員の責務のところの第2条1項のあたりに、最後に。また議員は人権に配慮した言動に心がけるように努めなければならないぐらいに追加しときゃ。

○小委員（大口浩志君） これ前文の、高い倫理観と識見を養うよう努めなければならない、これらに皆入っとんじゃから。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう、入っとんじゃ。だから、具体性を入れとるだけじゃ、具体的に。

○小委員長（佐藤 武君） ほんならもう4項に立てますか、議員の責務。第2条4項で。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、もう1項に入れときゃええがん。

○小委員長（佐藤 武君） 1項に入れるのか。

○小委員（大口浩志君） 入れるんなら1項じゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） また議員は人権に配慮した言動に心がけるよう努めなければならないと入れとけば。

○小委員（大口浩志君） 努めるも削除でええんじゃねん、努めること。
心がけることじゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） 心がける。

○小委員（大口浩志君） 努めるというたら努力義務じゃがん。

○副小委員長（岡崎達義君） それでも努力義務じゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） なければならないになっとる。

○副小委員長（岡崎達義君） 努力義務になってしまうじゃろう。

○小委員（福木京子君） 第2条の1番のどこやこうは。

○小委員長（佐藤 武君） 実現に努めなければならない、「なければならない」でしょう、ここはね。ほんで「また議員は」、要る。また「人権に配慮した言動に」、福祉社会の実現に努めるとともに人権に配慮した言動に心がけなければならない。

○副小委員長（岡崎達義君） 次、さっと行こうや。原田議員の、ちょっとずれとるよ。

○小委員長（佐藤 武君） ええですか、事務局。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） はい、それじゃあいいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 対応記録、第6条。要綱。

○小委員長（佐藤 武君） 対応記録票をつくらなければならないという要綱がありますということで、百条で盛んに言われてました。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） これもちょっと思っただけですけど、解説のところに、解説の岡崎委員がつくっていただいている4ページのところに、上段に2つ目の括弧というか四

角括弧の中、このことだと思うんで、ここの解説の下にでも、法令等で赤磐市職員の職務の執行に関する提言等の記録等に関する要綱だったと思うんですけど、それを入れてやったら何となくええんかなと思うたりはしとんですけど。ちょっと条例になかなかこれ書きづらいんで、この文言についてはねと私はちょっと思ったんですが。

○副小委員長（岡崎達義君） ではそうしてください。

○議会事務局長（元宗昭二君） じゃあ、解説のほうでこれは対応するということよろしいですか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（治徳義明君） 有権者の100分の1とは、赤磐市では何人なのか。

○小委員（大口浩志君） そっちは検討しとんか。

○小委員長（佐藤 武君） いや、僕も聞かれると思うて、これは選管に聞いとかにゃいけんなど思うとる。

○小委員（大口浩志君） そんな詳しくじゃなくていいが、ざっくりで。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 3月の定時登録で有権者が3万6,588人、だから366ですね。これは3月です。

○小委員長（佐藤 武君） そうしてみりゃ多いな。こんなもんですか。第8条。

○小委員（福木京子君） この人数、解説のほうに書いとかんといけんかな。変わってくるからね。

○小委員長（佐藤 武君） 解説は。

○副小委員長（岡崎達義君） それは要らん。

○小委員（福木京子君） 入れんでいいか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはもう解説に入れたら人数変わってくるし。

○小委員（福木京子君） おかしいよな。

○小委員長（佐藤 武君） この解説は入るんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 人数は入らんよ。

○小委員長（佐藤 武君） 100分の1以上という分。100分の1以上というのは、ああ、規定していますか。だからええんか。はい、結構です。

○小委員（大口浩志君） 百条委員会は行政事務を取り扱わないこと。我々が今しているのは議員の行動に関して。

○副小委員長（岡崎達義君） しかも根拠法が違う。地方自治法だし。

○小委員（大口浩志君） だから、これを見たら百条の議員さんというのがどうなんじゃろう。委員会の守備範囲というか、権限を。

○小委員長（佐藤 武君） はい、いいですか、第11条。

一致することなのですか。

○小委員（大口浩志君） 基本的には審査結果は議長に報告するんか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、報告。

○小委員（大口浩志君） だから、それを受けて議長はあれなんじゃから。

○小委員長（佐藤 武君） 最終……。

○小委員（大口浩志君） 設置しますでええんじゃねんか、これ。たしかそういう趣旨だったですね。

○小委員長（佐藤 武君） 結局、最終決定はほんなら誰がすることになるのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） どの最終決定なのか。審査会に付するかどうか。

○小委員長（佐藤 武君） いいえ、審査会での措置要求というか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはもう審査会。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会が決定するんですね、最終的にね。それでそれを議長に返すということですね。だから、議長は審査会で決定したから、例えば議員辞職勧告をしますよという委員会の決定ですということでご公表するんですよ、ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 考えられることは、議長がこの決定は気に入らんから受け取りませんっていうことも、あり得る。

○小委員（大口浩志君） かえってその判断のほうが正しい場合もある。そういうこともあり得る。

○小委員長（佐藤 武君） あり得る。

○小委員（大口浩志君） だけど、そうなったときに公開をしとるだけに、結果がおかしいじゃねえかと。

○副小委員長（岡崎達義君） まあこんなことを言ようこと自体がおかしい。

○小委員（福木京子君） 公開する前にその議長が判断するのか。

○小委員（大口浩志君） いやいや、委員会は傍聴オーケーでしょうるじゃろ、そういう意味の公開。

○小委員（福木京子君） ああ、そういう意味。

○小委員長（佐藤 武君） まあその握り潰すというのはあるかもしれんけど、そうなったらもう最終的には議長の責任だからということですね。いいですか。

○小委員（大口浩志君） 福木委員は大分叱られたもんなあ。そういうことじゃろ、これ、趣旨は。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 両論併記というたらどうということですか、これは。審査会や議長の決定。

○小委員（大口浩志君） 審査会はペケ、本人は審査会がした意図は違うとると、これには当

たらないというのが両論じゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） それは勝手に思うとるだけでしょう。

○小委員（大口浩志君） それを言っちゃあおしまい。

○副小委員長（岡崎達義君） そういう結果が出たときは両論併記ですよねって言ってる。

そりゃそのときに考えりゃええことじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことですか。余りにも難し過ぎてわからん。それはそのときにまた考えざるを得ませんよという。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） それと、15条の、ここに書いてますけど1項第5号の議長が別に定める職っていうのが私はわからなんだ。これは何を解説のところに入れようと思って。わからなかった。

○小委員長（佐藤 武君） 次に行ったんですね、もう。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、もうついでだから、15条の。

○小委員長（佐藤 武君） 15条の1項。

○小委員（大口浩志君） これらは改正のときやら2年に一遍しょうる充て職じゃろうと思う。

○議会事務局長（元宗昭二君） 括弧のところですな。

○副小委員長（岡崎達義君） 15条の1項5号。

○小委員（大口浩志君） 14ページなんでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 10ページ。ちょっと15条に飛んでますよ。

○副小委員長（岡崎達義君） それが違う、こっちを見ようるから。横に書いとるやつ。

○小委員（大口浩志君） ああ、岡崎委員がつくった解説のほうに書いてある。

○副小委員長（岡崎達義君） 15条の1項5号に、議長が別に定める職っていうのは、これは解説に入れようと思ったんですけど、何々入るのかなと思って。

○小委員（大口浩志君） だから、常任委員会の委員長やこうは議長が別に指名しとるわけじゃねえ。互選じゃもんな。

○小委員（福木京子君） そりゃ6号に書いとる。とりあえずじゃないのか。7号か。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、特別委員会も違うし。

○小委員（大口浩志君） 特別委員会は議長の指名じゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、そうじゃけど、特別委員会はここに書いとるからな。7項に書いとる。

○小委員（福木京子君） だから、充て職のほうで。

○小委員（治徳義明君） 充て職という意味は。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） この間のお話でしたら一部事務組合だとか、それから充て職であるとか、その辺の議長が報告する部分だというようなお話をされたと思うんですけど。

○小委員（大口浩志君） ちなみに社協やら何やらは、理事にしても総代にしても議長に依頼が来てるのかな。流れ的には。

○議会事務局長（元宗昭二君） 議会に来てますね。

○小委員（大口浩志君） 議会に来るとるやつは、議長が指名ということになるのか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 最終的には議長名で多分報告してると思います。

○小委員（大口浩志君） この人を充てますというて議長が報告するようになったんか。

○小委員（福木京子君） 議運で決めてな。

○小委員（大口浩志君） それを議長が定めると解釈するのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことも入れといてもらえます。

○小委員長（佐藤 武君） 今ね、一部事務組合の議員のそうじゃないかという、僕もそう思うとって、この本を読んだら一部事務組合の議員は別個の法人格を持った別個の組織だから、その一部事務組合で政治倫理条例を制定して、そこで処分とか措置を決めなければならないというのがあったんで、だから議員倫理条例、この中に一部事務組合の議員を辞職勧告をすることが果たしてできるかどうかというのがちょっとわからないんですが。だから、ちょっとその該当がわかんないですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） ここを保留にして、ちょっと調べていただけます。

○小委員（大口浩志君） 一組とかは書類上の流れとしたら赤磐市さん3人お願いします、6人、5人お願いしますっていうのが議長宛てに来るんじゃない、依頼が一組から。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃろう。

○小委員（大口浩志君） 大体慣例で。

○小委員長（佐藤 武君） 依頼というよりも、一部事務組合同規約で何人で構成員がこうなってますよというのがあるから。

○小委員（大口浩志君） だから、それに基づいてそれだけの人数をくれえというて議長に来るわけじゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことじゃ。今言うたように、構成員の人数というのは赤磐市として議会として何人を出さなきゃけんから選んでくださいよというのは、もう議長が受けたようなことになるよな。だから、赤磐市議会の構成員の中で決めたんだから、議長が別に定める職という中に入らんこともないのかなと思いつつながら。

○小委員（治徳義明君） そりゃ入るんでしょう。

○小委員（大口浩志君） だから今、先ほど佐藤委員が言われたやつは、赤磐市議会でももむし、その一組でももむという趣旨にとりゃあええんじゃねえん、解説書の今言われた本の趣旨は。

○小委員長（佐藤 武君） だから、一組の不祥事が発生した場合には一組の倫理条例で処理しなさいよという解説かなと思うんだけど。

○小委員（大口浩志君） それ以前として、おこすような奴を生かすなど。

○小委員長（佐藤 武君） ただ、一組で不祥事が発生したのは一組の中での組織の中だから、赤磐市議会の倫理条例で辞職というか、そういう措置を求めることができるかどうかという部分があるんで。

○小委員（大口浩志君） だから、そこで例えば私が行って不祥事を起こしました、議長は赤磐市議会として組合議員の入れかえができるほうがええんじゃねえですか。

○小委員長（佐藤 武君） まあそういう解釈も当然できるよな。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこはちょっと調べてもらおう。そうじゃないとわからない。

○小委員（福木京子君） そのほかに何かあるかな。一組以外に。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこも全部調べてもらって解説に入れといてもらう。

○小委員長（佐藤 武君） 僕は、いきいき交流の運営委員として充て職になっとるけど、そういうものとか、ほかにも委員会で充て職みたいなのがあるじゃないですか。

○小委員（福木京子君） そういうのも全部入るんか。

○小委員（大口浩志君） 特に赤磐市が100%出資で補助金で回しようよなとこやこう、特にじゃろうな。

○副小委員長（岡崎達義君） 具体的にそこらあたりをちょっと調べていただいて。

○小委員（大口浩志君） 社協とかシルバーとか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、そういう充て職かなという認識はあったけど、もう一度確認してもらってもいいですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあお願いします。

○小委員（大口浩志君） それとあわせて、以前言ったあれは結局どねえなったんかな。行かんほうがええんじゃねえという議論もぼろっと中に出たんじゃと。

○小委員長（佐藤 武君） 何の話でしたっけ。

○小委員（大口浩志君） 今の充て職で、理事やら送っているじゃないですか。

治徳委員によると、よその議会ではあり得んということになっていうのもあるし、別に今我々がやっつことの部分を超えた範囲の話になりますけど。

○副小委員長（岡崎達義君） それはまたほかの機会にやろう。

○小委員長（佐藤 武君） そうしましょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 今日昼から広報委員会なんで、昼までに終わらんと。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんですよ。

○小委員（福木京子君） それで、ちょっと確認なんですけど、原田さんの一番最後の両論併記、これは15条の3のところに、結果の公表に当たり弁明の弁また概要をあわせて公表するものとする。まあ両論ということじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） よろしいですか。意見の部分については特にはないですね。

○小委員（大口浩志君） ごめん、今のと関連して、公表すると書いてるじゃないですか。弁明書の弁と、または概要をあわせて公表するものとする。公表する文書の最終決定は誰がするんか。

○副小委員長（岡崎達義君） それは議長でしょう。

○小委員（大口浩志君） いやいや、今のように明確に来りゃあええんじゃ。その倫理審査委員会に戻るのか。

○副小委員長（岡崎達義君） いやいや、それはもう議長でしょう。

○小委員（大口浩志君） ほんなら、それはそごがないようにどっかで。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃ原文のその文書じゃろ、文章をどうするかということか。

○小委員（大口浩志君） だから、倫理審査委員会が議長に文書で提出するじゃないですか。そしたら弁明書が来る、例えばね。弁明書とそれとのあわせ技というか、文書を最終決定をするのは。

○副小委員長（岡崎達義君） 最終決定権者は議長の責任でやるわけだから、議長でしょ、当然のことです。

○小委員（大口浩志君） 特にここで全部または概要というて書いてあるから、弁明書が例えば3ページあった、そのうちの趣旨で例えば0.5ページぐらいに集約したら。

○小委員長（佐藤 武君） その概要を誰が……。三年。

○小委員（大口浩志君） それを、その公表文書を最終決定するのは倫理審査委員会なのか。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、倫理審査委員会自体が議長からのあれを受けてつくられるわけじゃから、当然議長が責任を持って、弁明書も何も全て責任を持って公表する。

○小委員（大口浩志君） 最終的に公表する際に、その文言そのほか、いわゆる広報紙と同じような理屈でええということじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 概要を誰が責任を持つかということじゃな。概要を。

○小委員（大口浩志君） そういうことです。概要というものが難しいから。

○小委員長（佐藤 武君） 趣旨が違うっていう。

○小委員（大口浩志君） そうそう。そりゃ日本語ってこっちから見たのとこっちから見たのとで違う。

○副小委員長（岡崎達義君） そんなことまで考えとったら、全てが責任は誰がとるんなら、これどうするんならっていうことになってくるから、最終的には議長が責任とるとして。

○小委員（大口浩志君） だけど、今みたいなやりとりをしたら、治徳委員が楽になるか

ら。いつも言いますけど。

○小委員長（佐藤 武君） いいですよ、もう議論しとかないとね。

○小委員（大口浩志君） 今話を耳にしとるだけで、ばっと突っ込まれたときに、同じ概要で、それに慌てず。

○小委員長（佐藤 武君） はい、1時間ちょっとたちました。どうします、トイレ休憩しますか、それとももう。

○副小委員長（岡崎達義君） それぞれ好き好きに。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、好き好きに行ってくださいということで、引き続き解説についてを順番に進めたいと思います。

○議会事務局長（元宗昭二君） これは日にちを入れてちょっと文書を直ただけですから。

○小委員（福木京子君） 木更津な。

○小委員長（佐藤 武君） きょうお渡ししたんで、ちょっと読んでみてください。

○小委員（福木京子君） この木更津のを参考に。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 全部ずっと赤のとこだけ変えてますんで、ずっと見てください、一通り。あとはもう木更津のとこと同じ。木更津のは、ようできとると思うんです。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。まあ条例制定するから、やっぱりそれなりに検討して。

○副小委員長（岡崎達義君） 専門の人がやっと思っと思うんです。

○小委員（福木京子君） 赤い解説の、市民からの十全の信頼。十全の信頼というのは。ちょっと何か。

○副小委員長（岡崎達義君） もっと簡単にとということか。十分じゃちょっとおかしい。

○小委員（福木京子君） そういうことか。十全はちゃんと意味があるんじゃない。

○副小委員長（岡崎達義君） それから、一番問題は、最後の附則のとこへちょっと入れたんだけど。

○小委員長（佐藤 武君） はい、さっき言っていた、経過措置。

○副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書の提出は、まあええわ、起算して20日以内に行うとする、提出は施行日の翌日から起算して20日以内。ただ就業報告を途中でするか、それとも次の選挙の選出された議員から適用にするかっていうところが。それから、2項の審査の請求は条例施行する日以後に行われた議員の行為について適用する。

○小委員（大口浩志君） これ、最後のやつが一番難しいな。

○副小委員長（岡崎達義君） まあ議長が言うとしたやつで、適用できないなら何にもならないと。

○小委員長（佐藤 武君） ないというけど、それでも。

○小委員（大口浩志君） それはわかるけど、余りにもその……。

- 副小委員長（岡崎達義君） 憲法39条には、憲法にちゃんと規定があるんだから。
- 小委員（大口浩志君） それとこれ、その議員の行為がいつ発生したかを確定するのは難しいと思うわ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 訴求処罰の禁止であって、何人も実行のときに適法であった行為、または既に無罪とされた行為については刑事上は責任を問われない、まあこれは刑事上の責任だけだけど。でも、全てにこれは当てはまるからな、民法上。
- 小委員（大口浩志君） だからもうそこである面これについてすごく期待されとる方の思いと現実との乖離が、そこですんげえあるからな。
- 小委員長（佐藤 武君） I N G状態ではだめなんですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうじゃな。ただ刑法上の問題なんかで言えば、例えばこの39条の、実行のときに適法であって、実行のときというのが実行が終了した場合かI N G状態でもいいんかっていうのが刑法では割に問題になってくるんじゃ。だから、そこらあたりをどういうふうに判断するかって難しいんじゃ。極端な話、殺人罪でも切り刻みようときに殺人罪が成立するんか、それとも完全に息とめた時点で殺人罪が成立するかって問題もあるしな。傷害から息がとまったときに殺人罪になる。
- 小委員長（佐藤 武君） 死亡時間が特定できない。まあそれでも、わからん。
- 小委員（大口浩志君） 特に3番はいろいろあるかもな。
- 小委員長（佐藤 武君） 3項な。
- 小委員（大口浩志君） 何か意味ねえがなって、極論を言われたりしてな。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、そんなことないと思うな。やっぱり倫理規程があるんだから、倫理規程はまあ非常に曖昧な部分があるけれども、それで今回の部分は何とかやっていくしかないと思うんだけど。審査会まで設置するということになったら、ちょっと厳しいかもしれん。
- 小委員（大口浩志君） これを6月に急げ、急げと言うた趣旨から考えると、これが一番。いわゆる今後の歯どめ効果というのももちろんあると思うんですけど、6月に急げ急げと言われた趣旨。議長とこねえな会話をしたんじやってというのが、もうそこで議長の中ではこれで縛れると。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、それはないと思うけど。それはないと思うけど、そういうことをしてほしいという希望的観測じゃもん。
- 小委員（大口浩志君） というか、これのことに多くを言っておられる方に関しては、これを使ってどねえかしようと。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは思いじゃろ。
- 小委員（大口浩志君） という趣旨があるんじやろうけど、今岡崎委員がさらりと言われた、それは無理っていうことを認識をしとってもらわんと。

- 副小委員長（岡崎達義君） それは言っとるよ。
- 小委員（大口浩志君） 6月というのが、逆に6月にやるからこそ使えるんじや的な空気になりょうらんか。
- 小委員（治徳義明君） 何で早くせいとなったんかな。
- 小委員（大口浩志君） 最初、ことし中に何とかぐれえの話じゃったろう、12月議会ぐらいまでには。それが6月で、半年じゃけえな。そしたら、何ならと言うたら、これで処罰をつかって、それで網をかけるという空気感がふえようという趣旨じゃねえんか。そしたらまず、この一番最後の1行が、何じゃこりやということになる。
- 小委員（治徳義明君） いや、それは規程を残すという話じゃったじゃないですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 規程を残す。
- 小委員（大口浩志君） だからもちろん、その将来に向けてはもちろんなんじゃけど。
- 小委員（治徳義明君） いやいや、今期中は規程を残してやりたいんだったら、その規程でやってもらやあええみたいな。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ、これをつくって規程が残る。で、これが執行され出して、その規程をどうするかっていうの。規程を廃止してしまうのか、それともしばらく残すのか、ここらあたりもちょっと検討しとかんといけん部分であろうと。じゃけど、規程を廃棄してしまった場合はこの条例が生きてくるんだけど、その場合はこれ以前に行われた行為っていうのは縛るものがなくなってくるよ。
- 小委員（治徳義明君） 規程以外ね。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ規程を残したら二重になってきて、規程とこれとのそごが出た場合どちらを優先するかっていうことになってくるけど。今後の行為に関してよ。これ以後の行為に関して。
- 小委員（治徳義明君） これ以後は条例でええんじやろうけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、それも書いとかにやいけん、そこへ。明確にしとかにや、附則でね。
- 小委員（治徳義明君） 何かこの間のお話では、そのことを専門家にちょっと確認して、変なことがあったら困るんで、専門家の意見を採用しようみたいな話じゃったと思うんですけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこらあたりも専門家に聞きましょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 規程とこの条例にそごがあると言うても、規程を基本にして、それを充実させて豊かにしたものが条例になっとる。余りそごはないんじゃないかと。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、仮によ。

○小委員（福木京子君） 仮にな。

○副小委員長（岡崎達義君） そういう場合はどうするかということ。

○小委員（大口浩志君） それと難しいことが、憲法でも憲法学者の解釈が右左あるじゃないですか。だから、幾ら裁判じゃとか何じゃというて、法律家じゃというて言うてみたところで、1足す1は2みたいな明確なもんがない。

○小委員（治徳義明君） もしそういうケースがあったときに、これは条例を盾にされる可能性はあると思うんじゃ、その該当議員は条例までつくってみたいなのをががが言って。そういうややこしゅうなる話もある。だから、専門家の意見をきちっとしとかにゃあ、明確にしとかにゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） それも含めてほんなら専門家にちょっと。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。それと、その就業等報告は次期選挙で経過措置があるんだけど、これは就業報告はなぜずらすのか。

○副小委員長（岡崎達義君） 途中で報告するのも何かなと思って。それから、次の選挙で通った人からやったほうが。宣誓書はもうずっと議員やとるわけだから。それはもう仕方がないし、当然しなければならぬことなんだけど。

○小委員長（佐藤 武君） 就業報告は出してくださいますといても別段そうあれじゃないですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 大丈夫だと思うけど、ただ嫌がってた人もおるから。

○小委員（治徳義明君） それがソフトランディングなんじゃねん。こうしとったほうが無難だと思いますよ。

○小委員（大口浩志君） 嫌がってた人がいたからな。

表に出たらおえんところから金をもらようということか。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 嫌がってた人がいるからこそやるべきじゃと思う。でしょう。嫌がってる人がいるからやるべきなんです。そういう人が、嫌がる人がいなければこういうのをする必要ないんだから。

○小委員（大口浩志君） だからもう原点、そもそも論でつくる必要がない。

○小委員長（佐藤 武君） だから、宣誓書を出して就業報告が出んというのはちょっとあれかなと思うんで、もう出してもらうようにしましょう。そんなに難しいことではないと思うんですが。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、その就業……。

○小委員（治徳義明君） 要は、恐らく難しいことじゃねんじゃけど、線引きにちょっと曖昧な部分があるからという話なんじゃと思うんですけど。ソフトに落としとったほうがええんじゃねえかみたいな。

- 小委員長（佐藤 武君） 難しいとこじゃな。
- 副小委員長（岡崎達義君） この人は仕事持ってるから、私も仕事持ってるけど。
- 小委員（大口浩志君） それに農業も書く。農業という職業が一番難しい解釈。単純に源泉をもろうて、ここの税務課にその書類が行きよう。
- 小委員長（佐藤 武君） そもそも就業報告は何を書くんだったっけ。請負禁止にならないためのあれじゃなかったっけ。
- 小委員（治徳義明君） 地方自治法の兼業の禁止を明確にするためだけなんで、事務局に聞いたら余りガチンコにするべきもんじゃないというのが事務局の御判断じゃとお聞きはしてたんですけど。余りガチンコにしてしまうと、ほんならもう今言うた、だんだん拡大解釈しをしていったら自治会の役員じゃとか、相当そこまで明確にせにやいけんもんじゃねえかみたいな、どっかの保育園の理事になつとつたら、それも書かにやいけんのじゃねえかみたいな、もうややこしゅうなるんじゃねん。
- 小委員（大口浩志君） 一番極端なやつは職業の選択の自由を奪うんか。
- 小委員（治徳義明君） そういうことを言い出すんじゃと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） まあ職業選択の自由というよりも、その兼業禁止とかそういうものを請負業にかかわる部分はやめましようねということで就業報告をするんだから、職業の自由とは関係ないと思うけど。
- 小委員（大口浩志君） いうのが、例えば赤磐市と取引がある。補助金も含めて報酬もあるとか、例えば介護やら保育園やこうもそうだけど、金が流れるという表現をしたらあれですけど、関係ねえことをしょうる人も出すんじゃろ。
- 小委員（治徳義明君） そうだね。
- 小委員（大口浩志君） 行政や市とお金のやりとりとかがない職業の人も出すということじゃろうか。
- 小委員（治徳義明君） だから、将来そういうケースがあったら困るから明確にしときましようみたいな話でしょう。今は全く関係なくても将来市の入札をおたくの会社が入るかもしれんじゃねえですか、そのときのための明確なリストづくりをしましようという話でしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、やましいことがなければ書いてくださいよということなんじゃから、書いてもらえばええですよ、もう。
- 副小委員長（岡崎達義君） みずから事業を営んでいる場合というのは、事業じゃから、農業は入らないんか。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 済みません、すぐするときには、やっぱりその辺の線引きのあれだけはきちっとしとかんと、小委員会でもこっちです、あっちですみたいな話になつとつたら。ここまでは出すということを確認にしとかにや。

- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 吉備中央町がやられているけど、ふるさと納税で米を買い上げようが、原資として。もうもろじゃが、あれ。赤磐市もねえとは言わん。
- 小委員長（佐藤 武君） そういう意味からいけば、農業も書いてもらわんといけん。
- 小委員（大口浩志君） そこで、例えばおじさんがしょうるのを手伝うだけじゃとか、旦那がしょうる、嫁がしょうる。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、次の選出議員からにしよう。
- 小委員長（佐藤 武君） しますか。
- 小委員（福木京子君） だから、それは公務費のあれじゃろう。公務費との関係で。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、吉備中央町やこうは、例えば農家大口、農家福木が市に買い取ってもらったやつがふるさと納税の返礼品で行きよんじゃから、法人とか個人は関係ない。
- 小委員（治徳義明君） そういう議論になってしもうて、要は線引きをきちっとして出さんと、そりゃもうわけわからんことになる。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、次の選挙までに1年ほどあるから、その間ちょっとどういうふうにするかというのを考えながら猶予を置いたらどうかなと思うんだけど。
- 小委員長（佐藤 武君） それでも逆に公選法で立候補届けを出す場合は、農業というたら農業も書いてるよね。
- 小委員（治徳義明君） ですから、こういう職種、こういう株式会社、有限会社の役員じゃとか、そういうことをきちっと明確にしときゃあ書けて言えるんじゃないけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） ほんなら無職以外は全部書かになんないけん。
- 小委員（治徳義明君） そういうことよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 書かになんないけんのでしょ。
- 小委員（治徳義明君） 解釈にするとそういうことじゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） でも、書いてもええんじゃないんか。いけんのんか。
- 小委員（治徳義明君） いや、それをどこまで拡大するか。
- 小委員長（佐藤 武君） 全部。
- 小委員（大口浩志君） だから、今岡崎委員が言った、無職以外。
- 小委員（治徳義明君） こだわるけど、町内会の副会長が報酬もらようじゃないですか。それも書くんか。
- 小委員長（佐藤 武君） それは請負契約じゃないもん。
- 小委員（治徳義明君） 請負には関係ないよ。だけど、趣旨的に言うたら物すごく影響あるじゃないですか、役所に対して。
- 小委員長（佐藤 武君） 影響があるんかな。

○小委員（大口浩志君） そりゃあやっぱり区長さんの一言は議員の一言より重たい。まだ議員さんに言うより区長さんに言うてもろうてくださいというのが大体多い。だって、そうせんと議員がおらん区があるから、町内会は。それは議員よりは区長さんのほうが多い。

○小委員長（佐藤 武君） それ職業じゃないがん、ほんでも。

○小委員（治徳義明君） いや、その区長さんに議員がプラスしたら影響力があるんじゃないかねえかみたいな話になるか。

○小委員（大口浩志君） 誰かのことじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） もうやめましたからね、交代しましたから。

○小委員（大口浩志君） そりゃあよろしかったです。

○小委員（治徳義明君） 理論上そねえなことを言うから、はっきりと、それはもう関係ありませんみたいにぴちっと言えるんだったらもう。線引きさえきちっとしときゃあ、書いてくれというのは言えるんじゃないと思いますよ。それが異論あっても、とりあえずさっき岡崎委員が言われたように、今後おかしいことがあったらちょっと変えていきますみたいなことでええんじやろうけど。

○小委員長（佐藤 武君） こだわるけど、職業じゃないよな、町内会は。町内会長、町内会副会長。

○小委員（治徳義明君） いやいや、例として挙げるだけで、それにこだわるつもりは全然ないけど。

○小委員長（佐藤 武君） 例として、どうしますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 職業といいますか、どうですかっていうような職業はいっぱいある。

○小委員（大口浩志君） 基本的には職業というたら、報酬を伴うのか。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、報酬が伴っても職業と言えないもんもあるしな。

○小委員長（佐藤 武君） 名誉職な。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員なんて職業にならない。

○小委員（大口浩志君） まあ銀行とか行ったら寂しい扱いじゃわ。

○小委員長（佐藤 武君） 議員は職業じゃないからな。

○小委員（大口浩志君） 下手に議員やこう言うたら、むしろ後ろによれぐらいの話。

○小委員（治徳義明君） これの趣旨というのが、結局市に対して不当圧力をかける団体の仲間に市議会議員がおることがだめですよと言おうだけの話なんで。

○副小委員長（岡崎達義君） 私がこれね、次の議員からと思ったのは、今いる議員にも自覚を持っていただきたいというのと、次から次に議員が出てきたときにはこういうのがありますよ、だから出してくださいといたら納得してもらえるじやろ。それもあって、次の議員からというのが妥当じゃないかなと思ったん。だから、今いる議員も再選されて出てきたときは、

ああ、こういうのがあったら出さないとだめなんだなということで出してもらえるようになるし、新しく当選してきた議員は当然これ読んでいただいて出さんといけんということになるから、そこらあたりの覚悟も持っていただけるかなと思って猶予期間を与えたほうがどうかかなと思ってる。猶予期間なんて要らんって言うんだったら。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） それと、職業をがちがちに言われようったら、我々には逃げようと思うたら後援会というやつがあるんです。後援会に金振り込んでもらうたら報酬じゃねええ。

○小委員長（佐藤 武君） それは政治団体の届けによるわな。

○小委員（大口浩志君） まあそこで報告はせなあかんのんだけど。

○小委員長（佐藤 武君） 済みません、それじゃあ附則として就業報告というか、これを改選後に持っていくかというちょっと意見が分かれてるんですが、永徳委員は記載すべき、提出すべきという御意見もあります。どうしましょうか。

○小委員（大口浩志君） いうか、単純な疑問として、宣誓書との整合性はどうか考えるんか的な単純な疑問にどう答えるか。今言われたように、私も次期選挙からでもそれはいいとも思いますし、別に今してもふぐあいはねえんかなと。どちらでもと思うんですけど、この5条の宣誓書と7条が時期がずれるのをどう説明をするかが一番かな。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、確かにそれはあるんだわ。だけど、条例が制定されたからその宣誓書を出しますっていうことは、この条例を認めることになるから。

○小委員（大口浩志君） いや、それは余り言わんほうがええ。わしゃ宣誓書を出してねえって言いきる人がおるかも。

○副小委員長（岡崎達義君） それは出してもらわんといけんじゃろう。

○小委員（大口浩志君） じゃけど、今の表現は言わんほうがええ。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 済みません、私は今言われたどちらでもいいんです、今書いてもらっても。ただ、さっき言うたように状況的にはちょっと来時期ぐらいがええかなと思いますけども、絶対書こうという意見であればそれで構わないんだけど、きちっとした線引きだけ。これとこれとこういう職種は書いてくださいよというのだけははっきり決めてもろうとったら。意見として異論が出ても、それこそ不都合があったら改正しますみたいな話で済むんじゃねえかなと思うんで。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） それより今岡崎委員が言われた、わしゃ宣誓書は書かん、これをどうするかのほうが今の職業を報告するより、今岡崎委員がぼろっとおっしゃられた、宣誓書を書いたイコールこの条例を認めたという解釈、ああそういう解釈もあるなと。だけど逆にわし

は書いとらんのじゃと。

○小委員長（佐藤 武君） 書かんと言ってる。

○小委員（大口浩志君） 縛られる必要はねえと。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） それはもう策定委員会の話じゃなしに、策定委員会はつくるまでの話なんで、書く、書かんというのはもう。

○小委員（大口浩志君） いやいや、いうのは想定される質問という意味で言っています。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、私もちょっと今思うて、何か罰則があったかなと、宣誓書を書かない場合の何かあったかなと思うて見たら、何もありませんよね。だから、実際にわしゃ書かんというときに、ほんならどうなるのかなという。

○副小委員長（岡崎達義君） 罰則つけたら、どうしようもない。

○小委員長（佐藤 武君） つけてもどうしようもない。

○小委員（大口浩志君） だから、そもそも論として。

○副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書を出さないということは、これを認めないということだから、罰則も何もかも全てを認めないということなん。そりゃ議員として、もうやめてもらわにゃいけん。

○小委員（治徳義明君） 公表してもらやあええがん、広報委員会で。

○小委員長（佐藤 武君） 条例可決したら、そりゃあわしゃあ納得いかんと言うても多数決の。

○副小委員長（岡崎達義君） そんなことはないと思うけどな。

○小委員（大口浩志君） 特に、今すぐ書けだったらねえとは言わん。この次の選挙で全部両方そろえるんならまた別じゃけど、この条例が通って20日以内に出せと言うたら、わしゃそんなものは出さん。

○副小委員長（岡崎達義君） ほんなら、その宣誓書と報告は次期選挙で通ってきた人からするということにしとくか。

○小委員（治徳義明君） 骨抜きじゃと言われませんか。

○小委員（大口浩志君） それがくると、さっきの6月というのが効いてきて、キーワードが。だったら、こねえどたばたせえでもええんじゃねえかという論調になりかねんし。

私も個人的にはどっちでもええと思うんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃ納得いかんでも、やっぱり多数決で決まった以上はもう意思決定されたものとしていかざるを得んからね。

○小委員（大口浩志君） 極端に言やあ、あの6人が勝手にしたんじゃという。

○副小委員長（岡崎達義君） それはないよ。

○小委員長（佐藤 武君） それはないじゃろ。

- 小委員（治徳義明君） 委員会じゃもん。それは全員参加しとるじゃろ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 全員参加した中で、小委員会として任された分じゃけえ、それはあり得ん。
- 小委員長（佐藤 武君） それで当然本会議で議決するんだから。
- 副小委員長（岡崎達義君） 文句言うんだったら時間返せ。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 12月ぐらいに策定というんか、するんだったら今言うた2つをもう次期からで、それはみんな納得するけど、6月議会に出して、宣誓書は次回からでええんだと言うたら、今大口委員が言われたように、ほんなら12月まで考えてせえよみたいな話になりますよ、恐らく。それはおかしいって言われ出しますよ。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんで、おかしいから、ほんなら書かんと言われて、何も意味がなかったら。
- 小委員（治徳義明君） いや、書く書かんは関係ないじゃないですか、策定することと。書かん人はもう。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、それはもちろんそうなんですよ、岡崎委員が言われた、その我々の仕事とは違うんじゃないけど、書かなんだやつが出たらどうするんらという質問は想定内の質問だと思うんじゃない。
- 小委員（治徳義明君） なるほどね。おらんでしようと言うて、そんな人おらんでしようって。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） その時期のこと。百条委員会というのが大体遅うても9月ぐらいまでには結論を出すと思うんよ。それに基づいた動きをやっぱりせざるを得ないんで。この条例は使えんとなると、前の規程を運用して、やっぱり何らかの行動があると思うんだけど、そういう動きとあわせてこの条例も余り後ろへ行くべきではないから、そこの時期を見てやっぱり並行的にこれはつくって、宣誓書もセットなんじゃから、それはせざるを得ないんじゃないかなとは思いますがね。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 済みません、私はちょっと違う意見で。今条例をつくってしまっても、6月に、今回の教育委員会の不正に関しては何らこれで規定できないんですよ、もうこれの後だから。だから、関係ないんですよ、百条委員会が結論出ようが何しようが、この条例とは関係ないんですよ。だからもう百条委員会も含めて教育委員会の不正に関しては倫理規程でさばくしかないんですよ、もうこれ関係ない、はっきり言って。だから、僕が一番懸念してるのは、倫理規程とこの条例を並行して、さっき言ったように規程をやめるとかっていうのが一番まずいことなんです。必ず今期中、あるいは百条委員会の結論が出た後は規程をちゃん

と適用しないとイケないというのは残しとかなないとイケないんですよ、これは。これ非常に重要なことです。その上で、これじゃあ来期からどうしようとかってというような話なんですよ、これは。というところをきっちり、だからさっきの話での6月って、僕もおかしいと思ってます。何で6月っていうのだろう、もう非常に意味が。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 福木委員がおっしゃられた百条が9月までにどねえかなるから、そのセット販売みたいなイメージになってしもうとんですよ、これ。

○小委員（永徳省二君） 違う、違う。

○小委員（大口浩志君） いやいや、全体、違うのはわかってますよ、わかってます。だけど空気感として。だから6月、6月というような空気が出てきとんのは否めんところがあるし、今岡崎委員が書いてくれとる赤の上のその施行期日、これをいつにするというのが、今のお話も受けてね。

○小委員（永徳省二君） 一緒、一緒。

○副小委員長（岡崎達義君） それはようわかっとんです。

○小委員（大口浩志君） だから、そこらが逆に何か1個ネタが出たら、そのような。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） そんなことはもう100%わかっとんですよ。わかった上で、議長も急がすし、議運の委員長も急がすし、何かこれをつくったら全てが丸くおさまるといふような感覚を持てる。ただ私は、これを早くつくったら少しは足かせになるんじゃないかなと、これから先のことに。そういう意味があって早くつくったほうがいいんじゃないかと思っで、まあ議長や議運の委員長に乗ったわけ。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 済みません、要は一連の佐々木議員の件だとか今回の百条の、その該当議員さんだけじゃないんですよ。市民の人というのは僕らも同じような目で見られとるわけじゃから、恐らく議長も早う条例をつくって律してますよという、まあアピールではないですけど、そういう意味合いもあるんだろうと思うんです。

○小委員（大口浩志君） もちろんそれはわかっとんじゃ。だけど、逆につくったけど使えんというほうが、よりがっくり感は大きくないか。

○副小委員長（岡崎達義君） それでもね、伝家の宝刀っていうのもあるから。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 永徳委員が言われたみたいに、さっきの法律的に規程と条例をつくって、併用してそのままこんな半年間立て分けてやっていけるんかというのをちょっと早目にほんまに法的に確認してもろうて。それから、もし併用できんのだったら、ある面、延ばしたほうがええんかもしれんし。

- 副小委員長（岡崎達義君） そうじゃな、そこらあたりにもよるね。
- 小委員長（佐藤 武君） それは両方行けると思う、私は思うけどね。
- 小委員（大口浩志君） だから、岡崎委員が言われた、施行期日をどうするかっていう。だから結局下に2、3と書いてあるやつも、施行期日をいらえば書かんでええ話じゃと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、施行は入れるよ、これ。
- 小委員（大口浩志君） 2番、3番は施行期日をいろいろたら書かんでええ話になってくるわけでしょう。そのほうがシンプルなかもしれん。
- 小委員（永徳省二君） だから来年の4月にしたほうがいいと思う、逆に。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ、先ほども言ったように百条委員会をやり、それから倫理違反のあれもやったわね、例の議員の。それからまた不祥事が出てきたじゃない、パワハラ。そういうのを見てると市民の皆さんは赤磐市議会は何をやつとんだと、もうきちっとこれから襟を正してやってもらわんと市民としても困るでしょうというところがあって、治徳委員の言われたように。それだったら倫理条例をつくりましょと、それできちんと自分たちの行動を律した上でこれからの議員活動をやっていきましょというところがあって、急ごう、急ごうっていうところがあるわけですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 今の論法でいくと、宣誓書と職業就業報告書の時期がずれるのが説明が苦しゅうなるんじゃないか。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、そこを検討してほしいなというのがある。
- 小委員長（佐藤 武君） どうしましょう、もう。
- 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） もう1回しつこく言いますけど、教育委員会の不正もそれ以後のいろんな諸問題、我々全員がもしかしたらそういう目で見られてるという問題も含めて、この条例では規定できないわけですから、もう倫理規程でしか処罰じゃないけれどもできないわけですから、そういうふうに統一したほうが私はすっきりすると思いますけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） 実際はね。実際はそうです。
- 小委員（大口浩志君） だけど、そこに感情論をどう配慮するかっていう部分がな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 市民の感情をどういうふうにまぜ込むかと。
- 小委員（治徳義明君） つくりましたというのは必要でしょう、条例を。ある面、市民の方にアピールできますよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、施行しない限り、つくりましたでは通じないかもしれませんが。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 規程よりは条例のが強いもん。それで、その中で職員と議員の必

ずこれをきちっとさすとか、一つ一つそういうものを実行させていく、まあパワハラもひょっとして条例ができた後なる可能性もあるし、だからこういうことを少しずつ前へ進めるという意味では一定程度この条例というのは意味があることですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 施行すると公表するわけだから、市民の皆さんが全部知るわけでしょう。そしたら、さっき治徳委員が言われたようなことが十分考えられる。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 施行日によったら、何だったらよく言うあの市民からの意見、する間があるじゃないかと。

○小委員長（佐藤 武君） する間があるか。

○小委員（大口浩志君） パブコメをすぐ施行せんのならという意味よ。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） しつこいようですけど、これを施行しちゃうと、今まであった悪いことは全て不問になっちゃう可能性がある。

○小委員長（佐藤 武君） そんなことはない。

○小委員（大口浩志君） それは規程との整合性をまずとろうよ、いつ始まるにしても。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それはない。

○小委員（福木京子君） それはないでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） なくなることはない。

○小委員（永徳省二君） だって、それ以前というか全部不問ですじゃないわ、規程しかないですから。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理規程ね。

○小委員（治徳義明君） そういうことがあった人は、あった反対側の人はそういうことは主張されると思いますよね、当然ね。条例何のためにつくったんならみたいなことを主張はされるでしょうけど。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、いろいろな事案が発生して、不祥の事案が発生して、速やかにこれを防止するために速やかに条例をつくりましたということで行かざるを得ないし、この条例でいろんな不祥事が発生した場合に措置を求めるということになっとるけれども、じゃあそれをこれで求めて本当に議員辞職勧告が法的拘束力を持つかといったら、それは持たないわけだから、倫理規程も一緒ですわ。だから、あくまで議員としてその条例を制定してこれを守っていきましょうと、より具体的な中身について決めたわけだから、それはもう速やかに施行してもいいと思うし。だから、この任期中の倫理規程というのは生かしとけばいいし、両方僕は生かしとけばいいと思うんで。

○小委員（大口浩志君） まず生かされるかどうかでしょ。2頭の馬が一緒に走れるかどうか

か。

○小委員長（佐藤 武君） まあ条例と規程だからね。条例同士だったらあれだけど、規程は内部の約束事だから。

○小委員（治徳義明君） ただ、法的にほんまにそういうことが可能なのかみたいなことを。

○小委員長（佐藤 武君） それはもう確認を。

○小委員（治徳義明君） しかんと、ちょっとまずい分じゃねえかな。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず調べてもらおうよ。

○小委員長（佐藤 武君） そうしましょう。

そしたら、ちょっと解説部分で、私もちよろちよろっと読ませてもらって、ちょっと確認したいこともあったんだけど、明らかに間違いだというのが第4条の赤の「支弁され」、これが。

○小委員（福木京子君） 支弁された物品。

○小委員長（佐藤 武君） 支弁された物品の、支弁というか。赤磐市と思うがなっとるから、ちょっとこれは打ち間違いかなと。

○議会事務局長（元宗昭二君） それ直したんですよ。直しました。

○小委員長（佐藤 武君） 直したんですね、ごめんなさい。

○小委員（大口浩志君） これはちなみに政務活動費で買うたもんは入らんのか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、それも。

パソコンがあるんかね。

○小委員（大口浩志君） パソコンが形に残る。そしたら、それを売り払うて金になる。

○副小委員長（岡崎達義君） それは関係ない。パソコンはほんで半分自分の自費だし、全額じゃないし、パソコンでも何でも。

○小委員（大口浩志君） ほんじゃもう全額おえんのかな。

○小委員（福木京子君） 公費から、全額じゃったら公費からでしょ。

○小委員（治徳義明君） 3分の1に変えた。

○小委員長（佐藤 武君） 変えたんじゃない。変わったみたい。僕全然記憶にねんじゃけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 途中で、備品は全部2分の1から3分の1になったじゃろ。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、この解説はまた次にしますか。

○小委員（大口浩志君） だけど、タブレットは貸与になるか買い取りになるかがわかってねえ。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず、例えの話。

○小委員長（佐藤 武君） 例え。

○副小委員長（岡崎達義君） 買い取りにはならん、貸与。返さんといけん。

○小委員（治徳義明君） 販売側が、どっちかをしょうらんというて言うたね。

- 副小委員長（岡崎達義君） リースだけか。
- 小委員（福木京子君） 確認してもらって。
- 小委員（永徳省二君） 導入が決まってない。
- 副小委員長（岡崎達義君） 導入が決まってもないしな。
- 小委員長（佐藤 武君） 議員の徽章というのはこの中に入るんじゃないん。入らんのかな。
- 小委員（福木京子君） 今のところは、このタブレット以外には何もないんね。
- 小委員長（佐藤 武君） タブレットもまだ動きが決まってないから。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、解説など。
- 小委員長（佐藤 武君） はい、ほんならとりあえず、済みません、ちょっと宿題が多いんですが、よろしいでしょうか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 忙しいときに済みませんね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 何点かちょっと確認というか、例えば4条のところの署名の100分の1の署名、これを選挙管理委員会にお願いするところなんですけど、8条でしたかね、8条の4項だと思います、選挙管理委員会は確認の求めがあった日から20日以内に審査を行っていくところがあるんですけど、これをきのう選挙管理委員会の事務局に確認したところ、ちょっと20日っていうのを限定されると、うちの場合は専門でやってないので厳しい部分があるというような御意見もいただいたので、ひょっとすればここを。
- 副小委員長（岡崎達義君） 30日。
- 議会事務局長（元宗昭二君） あるいはもう抜くか。選挙管理委員会は署名の効力を確認し、その結果を議長に報告するものとするという言い方にしていただけないかなみたいな御意見はいただいております、今。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはそれで仕方がない。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうなってきますと、解説のほうでつくっていただいております、岡崎委員がつくっていただいております6ページですか、ここも変わってきますし、それからちょっとはぐっていただいて8ページの中に、8ページの下の方の赤い文字が書いてあるちょっと上のほうに、下線のところに60日以内という審査結果を議長に報告するという、この辺がちょっと整合性がだんだんと崩れてくるんですよね。ましてや審査会を60日以内に結果を出してしまうというのが果たしてできるのかどうか。
- 小委員長（佐藤 武君） 実際にね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） というのもちょっと気になるころではあったんです。これはあくまでも事務局の、どうしたらいいかなという御相談です。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 確認で、審査を求められた日っていうのは、例えば一般市民からあ

ったとしたら、この受け付けの判こがぱんと押された日を申し込みの日という、初日ということですよ。ある面、議員からも含めて。この日がスタートの日時ということですよ。だけど、今で言えば、20日がしんどいということになれば60日も。まだ署名が有効かどうかわからんうちに、ほんなら早目に開きようろうでということにはならんよな。

○副小委員長（岡崎達義君） これも切っときゃええがん、もう。

○議会事務局長（元宗昭二君） よろしいですか。恐らくなんですけど、この辺の先ほどの日にち、日程等につきましては、恐らく監査の関係がこういった日程が多いんです。例えば事務監査請求があった場合に20日以内に議会を開いてとか、これは個別の監査なんですけども、契約云々がありますので個別監査になりますと、それが20日以内に議会を開いてそこで契約云々というのが出てきますので、それが20日。となりますと、当然20日以内に署名が有効かどうかという確認をしてもらわないといけないというのがあります。それから、この60日以内の審査、これも住民監査請求につきましては受け付けをした日から60日以内に結果を出さなくてはならないというのがあるんです。だから、その辺を恐らく参考にしてつくられたものではないかと想像されます。

以上です。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、この審査を求めた日から起算して60日以内っていうのを消せばいいんじゃない。審査を行い、審査結果を議長に報告しますと。そしたらもうこの日にちのくだけはなくなるから。参考の部分も消して。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃな、選管が日にちが特定できなければ、最終的な部分もね。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 逆に日にちの縛りでは、その諸事情の準備はちょっと置いて、こういう明確な基準がないと恣意的に時期をずらそうとすることもできるわけですね。

○副小委員長（岡崎達義君） それは規程のあれでも一緒だから。それはもう仕方がない、そういうことは。そんな細かいことを考えたら何もかも全部そういうふうに思われてくる。

○小委員（福木京子君） 他の自治体はどうなっとんじゃろうな。

○小委員長（佐藤 武君） 多分入ってるでしょう、大体。

○副小委員長（岡崎達義君） 同じような日にちが大体入った。

木更津が一番新しいわな。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（大口浩志君） 出したほうとすれば、いつまでっていうロードマップは何となく欲しい気はするわな。

○副小委員長（岡崎達義君） そりゃあなるべく可及的速やかにじゃろう。まあ60日以内の審査結果を出すのは、ちょっとしんどいと思うな。

- 小委員長（佐藤 武君） しんどい、しんどい。
- 副小委員長（岡崎達義君） いろいろややこしいことがあればね。まあ、それで行きましょ
うや、とりあえず。
- 小委員長（佐藤 武君） 日にちを入れないのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 日にちを入れずに。余り無理なことしとったら、また……。
- 小委員長（佐藤 武君） 日にちを入れないということでいきますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議会事務局長（元宗昭二君） じゃあ、それでちょっともう1回案を絞り直してみます。
それで、次、どういう日程で進んでいくかというところで、本当に6月に出すのであれば、
もう少しスピードアップしないと厳しいかなというのはあります。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） ちょっと議長と相談してみようや。
- 小委員（大口浩志君） 一番永徳委員がおっしゃっておられた条例と規則の2頭立てが法的
にどなんなかというところが、一番大きいんじゃないですか。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、法制担当さんかな、それは大体どれぐらいに返ってきそ
うですか。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 見てみますということでデータと紙を送ってるんです
けど、臨時議会するとなったらそこがばたばただから、すぐに見てもらえるかどうかの確信
が、ちょっと済みません、持てない。
- 副小委員長（岡崎達義君） ばたばたすまあや。
- 小委員（大口浩志君） だから、優先順位とすりゃあ、これよりは上なんよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 臨時議会があったり、もう入ってくるから仕方がないわ、そり
や。
- 小委員（治徳義明君） できるかどうかわからん。
- 小委員（福木京子君） 9月になる可能性はあるな。
- 副小委員長（岡崎達義君） なるべく一般質問せんように。早く終わるよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 次回はどうしましょう。
- 副小委員長（岡崎達義君） ちょっと様子見ようや。
- 小委員（福木京子君） 様子見てから。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、とりあえずは臨時議会もあるしね。
- 小委員（大口浩志君） 治徳委員に委員会を開いてもらわにゃあどうしようもねえな、次。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、まだ整理ができてない。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはもう予定としたら開きますというぐらいで行こう。とも
かくコロナがあんだけになってわあわあ言い出したら、どうしようもない。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 済みません、条例で出す前には少なくともきれいにしたものを委員会には出さないといけないので、その意味で委員会には出しますっていうのは言わせてもらったと思うんです。

○小委員（治徳義明君） それは行かせてもらわにゃおえんのじゃねん。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） そうそう、それは絶対条件なんで。

○小委員（大口浩志君） ええがん、正確に、そんなことにはなっとらんってぴしゃっと答弁せにゃ。

○小委員（治徳義明君） 收拾つかんようになる。

○副小委員長（岡崎達義君） 我々が勝手にやってるわけじゃないって。

○小委員（大口浩志君） 待ってましたというぐらいにぴしゃっとやってくれりゃあ、答弁。

○議会事務局長（元宗昭二君） その日程を考えると、非常にもう6月に出せるかどうかという物理的な部分がだんだんと出てきたので、今回今のところまだ正式にはお知らせしてませんが、8日が臨時議会になりそうなので、それをまずクリアしてからじゃないと我々もはっきり言って動けないっていうのが。

○小委員（治徳義明君） 非常事態じゃし。

○小委員（大口浩志君） まずは6月議会までに臨時がねえもんな、今の8日以外に。

○議会事務局長（元宗昭二君） 恐らく、今回了解いただけたら、あとは専決ができると思うんです。

○小委員（治徳義明君） 8日はコロナの。

○副小委員長（岡崎達義君） 予算。

○議会事務局長（元宗昭二君） 周辺も含めて。

○小委員（治徳義明君） じゃあ一発ぱっと、とりあえずやって。

○議会事務局長（元宗昭二君） とりあえずやって、コロナ対策っていう大枠で1つやって、今頭の中ですよ、うちの執行部の頭の中は大枠でコロナ対策っていう事業を1つ立ち上げて、その中に10万円の給付金があったりとか市独自の給付金、まあ給付金になるのか何かわかりませんが、例えばですよ、あくまでも想定されるのは税の猶予であるとか保険の猶予であるとか、今ほかもやってるような、そういったところを立ち上げて、あるいは独自の赤磐バージョンの給付金とかというのを恐らく立ち上げるんじゃないかという今のところの話にはなってます、うちの今コロナの対策本部では。そういったことをするのは本当は専決でもできないことはないんですが、やっぱり議員さんにも読んでもらわなあかんしというのが。

○小委員長（佐藤 武君） 議員さんの顔を立てとるわけですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君） 執行部勝手にやったというわけにもいかないと思います、そこは。

○小委員（大口浩志君） ここの人は言わんじゃろう。言わんというたら違う、語弊がある。

○小委員長（佐藤 武君） まあまあそういうことで。

ほいじゃあ、次の予定はまた追ってお知らせをさせていただきます。ちょっと今は日にちが。

○議会事務局長（元宗昭二君） 宿題もありますから、宿題もある程度片付けてでないで。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、第6回の小委員会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午後0時8分 閉会